

# 「制度の整合性欠く」

## 相談支援の新類型

## 事業者団体が強い疑念

2027年度の改正に向け、社会保障審議会介護保険部会が昨年末にとりまとめた意見では、一部の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者を対象とする「新たな相談支援の類型」の創設が打ち出された。居宅介護支援全体への利用者負担導入は見送った一方で、ケアプラン作成と生活相談が一体となった新類型については利用者負担を求める方針だ。これに対し、事業者団体は「制度として整合性に欠け、入居者の理解を得られない」と強い懸念を示している。高齢者住宅協会の木村祐介副会長と全国有料老人ホーム協会の光元兼二事務局次長に、新類型導入について事業者が捉える問題点を聞いた。



高齢者住宅協会・木村副会長(右)と全国有料老人ホーム協会・光元事務局次長

### 自費と給付の「二重徴収」

光元 我々が抱く危惧は大き

く分けて2点ある。第一に、現行の法制度との不整合だ。す

ぐにサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)、住宅型有料老人ホーム(住宅型有老)は、それぞれ

高齢者住まい法と指導指針に基づき、介護保険とは別の枠組みで「生活相談」の提供が位置付けられている。管理費や生活支援サービス費として、入居者は自費でコストを負担している。そこに、生活相談が含まれた新類型にも利用者負担が発生すれば費用の「二重徴収」となってしまう。

木村 その通りだ。私が所属する学研ココファンでも、月額約4万円の「生活支援サービス費」を受け取り、生活相談や家族との連絡調整、緊急時対応などを提供している。厚労省は特

定施設との均衡」を新類型導入の理由に挙げるが、そもそも法体系や成り立ちが異なるものを無理やり画一化しようとするのは乱暴すぎる。これは単に「自費分を妥々として保険に付け替えればいい」という料金調整の話ではない。住まいの必須機能として確立されている業務を、別の法体系である介護保険へ強引に引き剥がすことは、制度の整合性を根底から崩すことに他ならず、現場にも相当の混乱を招く。

光元 そのため、既存の生活相談と新類型との役割整理が不可欠だ。事実、一部の自治体ではサ高住が特定施設へ転換する際、生活相談の業務が包括報酬に含まれることを理由に、自費で徴収していた費用を見直すよう指導している例もある。つまり、行政自体がこれまで、保険給付と自費の相談業務には重なりがあるという前提で動いてきたのではないか。

### 地域ケアマネは敬遠

光元 もう一つの懸念点として、地域の居宅介護支援事業所

が、住宅型やサ高住の入居者の担当を敬遠する事態を危惧して

いる。新類型を担うには新たな事業指定が必須で、さらには利

用者負担の導入に伴い、ケアマネジャーには未知の「集金業務」まで発生する。地域で多数のケースを抱えるケアマネが、特定の物件に住む数人のために複雑なオペレーションを引き受けるのは現実的に困難ではないか。地域包括支援センターも例外ではないだろう。結果として、入居者は馴染みのケアマネから切り離され、これまで問題視されてきた「囲い込み」をむしろ助長する形になりかねない。利用者負担を回避しようと、不適切なセルフケアプランが横行するおそれもある。

木村 集合住宅におけるケアマネジメント業務は、ホーム側が生活相談や家族との連絡調整などを日常的に担っている分、一般的な在宅と比べれば実務上の負荷が抑えられている面があることは否定しない。であれば、新類型を強引に創設せずとも、現行制度の延長線上で同一建物減算の区分を精緻化し、単価を下げる代わりに取り扱い件数の上限を緩和するといった、実態に即した適正化の方法もあるはずだ。

我々の主張は、ケアマネジメントへの利用者負担導入を一律に拒むものではない。しかし、国が示す新類型のイメージは現場の実務と乖離し、入居者との信頼関係を損なうおそれがある。住宅型有老とサ高住の定員数は60万人を超えて、特養に匹敵するインフラになっている。影響の大きさからも、現時点では十分な合理性を見出すことが難しい。

事業者が納得し、現場の実態が示されるまで、引き続き意見表明を行っていく。

# 住宅型・サ高住に相談支援の新類型

## ケアプラン作成と生活相談を一体化

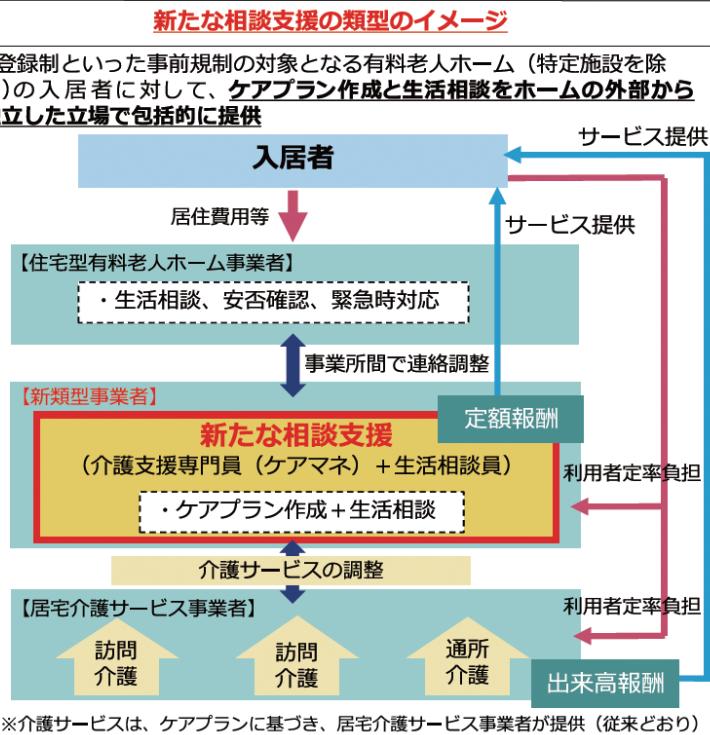
厚生労働省は昨年末、社会保障審議会介護保険部会（部会長＝菊池馨実・早稲田大学理事・法学学術院教授）で、住宅型有料老人ホームなどの入居者を対象とした新たな相談支援の新類型を創設する方針を提示し、2027年度改正における今後の検討の動向が注目されている。

新類型は、今後導入が予定される「登録制」によって事前規制の対象となる住宅型有老人やサービス付き高齢者向け住宅の入居者を对象に、ケアプラン作成や生

活相談を包括的に提供する新たなサービスとして創設される。ケアマネジャーに加えて生活相談員の配置が想定されており、住宅事業者の連携を図りながら外部の介護サービスを調整するイメージが示されている。

次期改正では、焦点となっていた従来の居宅介護支援への利用者負担導入は見送り、この新類型に限定して利用者負担を設ける方向性が打ち出された。同部会がとりまとめた意見書では、ケアプラン作成と生活相談の一括相談を包括的に提供する新類型へ利用者負担導入は、ケアプラン作成を含めた利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護とのバランスを重視し、新類型への利用者負担導入を肯定。部会での意見を踏まえた上で「了寧に検討することが適当」と結論付けた。

一方、住宅運営とケアマネジメントの結び付きが強まることで、かえって問い合わせを助長しかねないとの対極的な意見も併記されている。今後、利用者負



※介護サービスは、ケアプランに基づき、居宅介護サービス事業者が提供（従来どおり）

報酬体系の詳細は、今後の介護給付費分科会の審議に委ねられるが、ケアプラン作成と生活相談を一括的に提供し、利用者負担を導入する方針だ。

新類型は、新類型に限定

厚労省は現時点で、対象の入居者が利用するケ

アマネジメントを原則とし

て新類型へ移行させ、現行の居宅介護支援の継続は認

めない方針を示している。

同部会の意見書では、ケア

プラン作成と生活相談の一

括相談を包括的に提供する

新たなサービスとして創設

される。ケアマネジャーに

加えて生活相談員の配置が

想定されており、住宅事業

者の連携を図りながら外

部の介護サービスを調整す

るイメージが示されている。

図。

次期改正では、焦点と

なっていた従来の居宅介護

支援への利用者負担導入は

見送り、この新類型に限定

して利用者負担を設ける方

向性が打ち出された。同部

会がとりまとめた意見書で

は、ケアプラン作成を含め

て利用者負担の対象として

いる特定施設入居者生活介

護とのバランスを重視し、

新類型への利用者負担導入

を肯定。部会での意見を踏

まえた上で「了寧に検討す

ることが適当」と結論付けた。

同意見書では、今後の検討課題として「有料老人ホーム等の生活相談機能の整理」が挙げられている。

これは住宅型有老人やサ高住が、すでに自費で提供している相談機能との重複を指すが、その実態が未整理のまま新たな利用者負担を伴う枠組みだけが先行して打ち出された形ともいえる。

独立性確保が課題